

特定非営利活動法人美しい田園 2 1 定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人美しい田園 2 1 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区新橋五丁目34番4号 農業土木会館内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、美しい田園の創造のための活動を行う地域の団体や住民組織等と連携を図り、水と土、地域環境等の資源保全活動などを通じて農業農村の振興を支援するとともに、美しい田園の創造、都市と農村の共生、国土の保全、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 一 美しい田園の創造のための活動を行う各種団体との連携事業（連携事業）
 - (1) 活動に関する情報収集及び情報提供
 - (2) 各種団体が実施する活動への参画
- 二 農地、農業用水及び農村の環境等の地域資源保全に関する活動の実施、調査研究、啓発普及事業（資源保全事業）
- 三 災害の未然防止や復旧・復興等の災害救援に関する活動の実施、調査研究事業（災害復興支援事業）
- 四 地域農業の振興や農村地域活性化に関する活動の実施、調査研究、啓発普及事業（農村活性化事業）
- 五 農村地域における農業体験に関する活動の実施、調査研究事業（農業体験事業）
- 六 その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 二 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、前2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 会長に退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- 一 この定款に違反したとき。
 - 二 この法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 3人以上15人以内
 - 二 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長は、理事のうちから理事会において選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 五 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散及び合併
- 三 会員の除名
- 四 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 五 事業報告及び収支決算
- 六 役員を選任又は解任、及び職務
- 七 解散時の残余財産の帰属先
- 八 その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - 二 正会員総数の5分の1以上から会議に付議する事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

三 監事が第15第4項第4号の規定に基づいてするとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席正会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は正会員を代理人として議決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者を含む。）

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 三 監事から第15条第4項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、事前に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 第2項の書面による表決又は他の理事への表決の委任は電子メールによることを妨げない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
 - 二 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面議決者又は議決委任者がある場合は、その旨を付記すること。)
 - 三 審議事項
 - 四 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 顧問

(顧問)

第38条 この法人に、役員の外に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 地方支部

(地方支部の設置)

第39条 この法人に、業務を円滑に進めるため、支部を置くことができる。

- 2 支部は、複数の都道府県をもってその範囲とし、その都道府県内に在住する会員をもって当該支部の会員とする。
- 3 支部を設けること及びその範囲は理事会において決定する。

(支部長)

第40条 支部にはその活動を統括するため支部長をおく。

- 2 支部長は理事の中から理事会において選任する。

(資金の前渡)

第41条 会長は、支部の活動に要する経費に充てるため、予算の範囲内であらかじめ必要な資金を支部に前渡することができる。

- 2 前渡された資金の管理は支部長が行う。支部長は毎会計年度が終了した時、ただちに前渡された資金の決算を会長に報告するものとする。

3 会長は必要に応じ、支部の活動状況及び前渡された資金の支出状況について支部長に報告を求めることができる。

第8章 資産

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された資産
- 二 会費収入による現金及び預金
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収入
- 五 事業に伴う収入
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産の管理は、総会の議決に基づいて、会長が行う。

第9章 会計

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び補正)

第51条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 三 正会員の欠亡
- 四 合併
- 五 破産手続開始の決定
- 六 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、理事会の議決を経て、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を有する公益法人又は団体に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第59条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第60条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を得て、会長が行う。

(組織及び運営)

第61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第13章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - 一 会長 伊丹 光則
 - 二 理事 池田 文雄
 - 同 岩崎 和己
 - 同 中澤 明
 - 同 松浦 良和
 - 三 監事 川嶋 久義
 - 同 斎藤 仁志
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	3,000円
	賛助会員	個人・団体	一口 10,000円 (一口以上)